

納付書・領収証書

労働保険 国庫金

取扱庁名
東京労働局

※取扱庁番号

00075331

徴収勘定 保険料収入及び
一般拠出金収入

労働保険
特別会計

0847

厚生労働省
所管

6118

令和 年度

労働 保険 番号	都道府県	所管 管轄	基幹 番号	枝 番号
				-

※CD

※証券受領
 全部 一部

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※会計年度(元号：令和は9)
元号 - 年度

※徴収年度
(元号：平成は7、令和は9)
元号 - 年度

納付の目的

1. 令和
年度概算 期

2. 増加計算...1 前期の表示
料率引上...2 全期・1(初)期...1
2期...2
3期...3
4期(翌年度第1期).....4

3. 令和
年度確定

※収納区分

※認決区分

(住所) 〒

(氏名)

※内証券受領
円

般

内 訳	労働 保険料	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	一般 拠出金	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
納付額 (合計額)		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
上記の合計額を領収しました。											
領収日付印											

〔記入に当たっての注意事項〕

この申告書は、納付する保険料等を添えて日本銀行（本店、支店、代理店又は歳入代理店）、所轄都道府県労働局又は所轄労働基準監督署のいずれかに提出して下さい。

○取扱上の注意

- この様式は、ノーカーボンの3枚1組の複写式になっていますが、記入するに当たっては、まずこの注意事項の部分を図1のように下の切りとり線から切り離して下さい。
- 複写先の紙面が汚れやすいので、注意しながらボールペンで記入して下さい。
- 申告書及び納付書の記入が終わりましたら、申告書の事業主控を切り取って保存して下さい。この場合、残りの提出用申告書と納付書は切り離さないように注意して下さい。申告書に保険料等を添えて日本銀行（本店、支店、代理店又は歳入代理店）、所轄都道府県労働局又は所轄労働基準監督署の窓口へ提出するときは図2のようになります。
- この申告書及び納付書は、なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク（▶◀）の所で折り曲げて下さい。

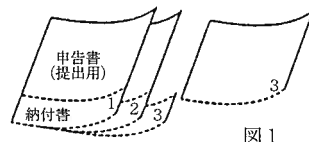


図1

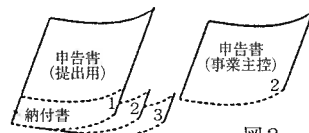


図2

- で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学文字読取装置（OCR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 記入すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとし、事項を選択する場合には該当事項を○で囲むこと。なお、※印のついた欄又は記入枠には記入しないこと。
- 記入枠の部分は、必ず、黒色のボールペンを使用し、申告書右上に記載された「標準字体」にならって、枠からはみださないように大きめのカタカナ、漢字、ひらがな及びアラビア数字で明瞭に記入すること。
- ①欄には、付与されている労働保険番号を記入すること。
- ②欄には、増加概算保険料申告書として提出する場合に保険料算定基礎額の見込額が増加した年月日を記入すること。
- ③欄及び④欄には、確定保険料及び一般拠出金を申告する場合であって、(1)事業の廃止、(2)個別加入から委託加入に変更（事務組合から他の事務組合に委託換えした場合を含む。）、(3)委託加入から個別加入に変更、(4)労働者を使用しなくなったこと（(1)に該当する場合を除く。）、(5)その他（他の都道府県への事業移転等）の事実があったときにその年月日を記入し、該当事項を○で囲むこと。
- ④欄には、年度更新の際において、確定保険料・概算保険料及び一般拠出金申告書（以下「年度更新用申告書」という。）として提出する場合には、その保険年度の直前の保険年度に属する各月の末日（賃金締切日がある場合には、各月の末日の直前の賃金締切日）における使用労働者数の合計数を12（当該直前の保険年度の中で労働保険の保険関係が成立した事業にあっては、労働保険の保険関係が成立した日の属する月以後の月であって当該直前の保険年度に属する月の月数）で除した数を記入すること。なお、船渠、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業及び徴収法第7条の規定により一の事業とみなされた事業については、当該直前の保険年度における1日平均使用労働者数（延使用労働者数を当該直前の保険年度中の所定労働日数で除した数）を記入すること。
- ⑤欄には、年度更新の際において、年度更新用申告書として提出する場合には、前年度における1ヵ月平均雇用保険被保険者数を記入すること。
- ⑥欄には、⑤欄に記入した雇用保険被保険者数のうち、任意加入に係る高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の高年齢労働者数を記入すること。
- ⑧欄及び⑫欄には、次により記入すること。
 - (ロ)の額と(ホ)の額が同じ場合には(イ)欄のみ記入し、(ロ)の額と(ホ)の額が異なる場合には(ロ)から(ホ)までの各欄（⑫の欄の場合は(ロ)及び(ホ)）に記入すること。
 - 労災保険のみの保険関係が成立している場合には(ロ)に記入し、雇用保険のみの保険関係が成立している場合には、(ハ)から(ホ)までの各欄（⑫の欄の場合は(ホ)）に記入すること。
 - ⑧欄の(ニ)欄には、雇用保険被保険者のうち任意加入に係る高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の高年齢労働者に支払う賃金の総額を記入すること。
 - ⑧欄の(ヘ)には、一般拠出金の算定基礎となる賃金総額を記入すること。
 - その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
 - この申告書を年度更新の際において、年度更新用申告書として提出する場合には、労災保険と雇用保険の保険関係が共に成立している場合には⑧欄の(イ)の額又は(ロ)の額と(ハ)の額の合計額と次の保険年度の保険料算定基礎額の見込額とを比較し、また、労災保険又は雇用保険のいずれか一方の保険関係が成立している場合には⑧欄の(ロ)又は(ハ)の額と次の保険年度の保険料算定基礎額の見込額とを比較して、次の保険年度の保険料算定基礎額の見込額が、⑧欄の100分の50以上100分の200以下であるときは、⑫欄の(イ)から(ホ)までについては⑧欄の(イ)から(ホ)まで（(ハ)及び(ニ)を除く。）の額をそれぞれ記入すること。
- ⑩欄の(ロ)及び(ホ)に記入した場合には、その合計額を(イ)に記入すること。
- ⑩欄の(ヘ)には、⑧欄の(ヘ)の額に⑨欄の(ヘ)の率を乗じた額を記入すること。
- ⑩欄の(ロ)及び(ホ)に記入した場合には、その合計額を(イ)に記入すること。
- ⑮欄及び⑯欄には、年度更新の際において、年度更新用申告書として提出する場合に、変更があるとき記入すること。
- ⑰欄には、概算保険料を延納する場合の納付回数を記入すること。
- ⑱欄には、確定保険料及び一般拠出金申告書又は年度更新の際において、年度更新用申告書として使用する場合には、既に納付した概算保険料の額を記入すること。
- ⑲欄には、この申告書を増加概算保険料申告書として使用する場合には、申告済の概算保険料の額を記入すること。
- ⑳欄の(ニ)に記入した額を納付書の「労働保険料」欄へ、(ヘ)に記入した額を納付書の「一般拠出金」欄へ、(ト)に記入した額を納付書の「納付額(合計額)」欄へそれぞれ転記すること。
- ㉑欄には、「労災保険率表」の事業の種類又は「第2種特別加入保険料率表」の事業若しくは作業の種類を記入すること。
- ㉒欄には、保険関係が成立した事業の所在地及び名称を記入すること。
- ㉓欄には、事業主の住所（法人のときは主たる事務所の所在地）・名称・氏名（法人のときは代表者の氏名）について記入すること。なお、事業主の氏名記入欄については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。
- ㉔欄には、既に納付した概算保険料の額のうち、確定保険料の額を超える額について、次の保険年度の概算保険料や一般拠出金に充当することを希望する場合に、該当する番号を記入すること。
- 労災保険の特別保険料の納付に当たってもこの申告書を添えることとし、⑧欄から⑭欄までについては、(ロ)を必ず記入すること。
- ㉖欄には、法人番号が指定されている場合、指定された法人番号を記入すること。

※ 雇用保険被保険者の資格がある者については、その者に係る「雇用保険被保険者資格取得届」を所轄公共職業安定所に提出する必要があること。

注意事項

- ※印のついた欄は記入しないで下さい。
- 金額を記入するときは、必ずその前に「¥」記号を付し、内訳についても記入して下さい。
- この納付書は、3枚1組の複写式となっていますから、3枚とも納付の場所に提出して下さい。